

# 有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年6月1日  
(第22期) 至 平成19年5月31日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町4番1号

(941-300)

# 目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	9
3. 対処すべき課題	10
4. 事業等のリスク	11
5. 経営上の重要な契約等	13
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態及び経営成績の分析	15
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) ライツプランの内容	28
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	29
(5) 所有者別状況	29
(6) 大株主の状況	30
(7) 議決権の状況	31
(8) ストックオプション制度の内容	32
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況	46
第5 経理の状況	50
財務諸表等	
(1) 財務諸表	51
① 貸借対照表	51
② 損益計算書	54
③ 株主資本等変動計算書	59
④ キャッシュ・フロー計算書	61
⑤ 附属明細表	93
(2) 主な資産及び負債の内容	98
(3) その他	100
第6 提出会社の株式事務の概要	101
第7 提出会社の参考情報	102
1. 提出会社の親会社等の情報	102
2. その他の参考情報	103
第二部 提出会社の保証会社等の情報	104
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月30日
【事業年度】	第22期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年5月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月
売上高 (百万円)	86,249	82,858	83,209	91,564	100,767
経常利益 (百万円)	25,848	27,784	28,797	32,206	37,190
当期純利益 (百万円)	13,963	16,032	16,989	18,988	22,134
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	22,131	22,131	22,131	22,144	22,214
発行済株式総数 (株)	128,194,662	128,194,662	128,194,662	127,016,371	127,052,471
純資産額 (百万円)	80,340	79,666	77,468	78,714	81,463
総資産額 (百万円)	110,233	111,984	107,049	110,917	116,839
1株当たり純資産額 (円)	630.18	626.81	609.77	619.72	640.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	110 (35)	125 (35)	140 (60)	150 (60)	164 (64)
1株当たり当期純利益金額 (円)	108.96	125.20	133.51	149.51	174.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	108.96	125.07	133.40	149.40	174.12
自己資本比率 (%)	72.9	71.1	72.4	71.0	69.7
自己資本利益率 (%)	17.3	20.0	21.6	24.3	27.6
株価収益率 (倍)	35.52	42.89	32.06	33.38	31.11
配当性向 (%)	101.0	99.8	104.9	100.3	94.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	14,138	19,787	16,006	22,216	23,829
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△40,667	△9,902	△2,747	△8,067	△6,357
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△14,797	△16,985	△18,945	△17,666	△19,435
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	34,669	27,569	21,883	18,364	16,401
従業員数 (人)	1,440	1,448	1,481	1,530	1,712

(注) 1. 当社は連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第21期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和60年10月	日本市場における、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle」をはじめとするソフトウェアプロダクトの販売及び当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に日本オラクル株式会社（資本金1,000千円）を設立。
平成2年10月	本格的な事業活動を開始
平成4年6月	大阪市西区に西日本事業所（現関西支社）を開設
平成5年7月	名古屋市中区に中部事業所（現中部支社）を開設
平成6年6月	東京都千代田区に本社を移転
平成6年6月	福岡市中央区に西部事業所（現九州支社）を開設
平成8年3月	東京都世田谷区に用賀オフィスを開設
平成8年8月	札幌市中央区に北海道支社を開設
平成9年2月	石川県金沢市に中部支社北陸営業所（現北陸支店）を開設
平成9年6月	株式の額面金額を1株50,000円から1株50円に変更するため形式上の存続会社日本オラクル株式会社（旧社名：オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社）と合併（注）
平成10年9月	セールス・フォース・オートメーション、サプライチェーン管理等を一体化し、全社データの一元的活用を可能とした「Oracle Applications リリース11 日本語版」を発売
平成11年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録（資本金12,164,660千円）
平成12年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場（資本金22,127,910千円）
平成12年5月	仙台市青葉区に東北支社を開設
平成12年6月	Linuxオペレーティング・システムに対応したソフトウェアプロダクトの開発・販売およびサービスの提供を行う子会社ミラクル・リナックス株式会社を設立
平成12年7月	大阪市北区にトレーニングキャンパス大阪を開設
平成12年8月	沖縄県那覇市に沖縄支社（現沖縄支店）を開設
平成12年9月	インターネット技術を基盤とし、E-Business時代の企業活動のあらゆる局面で必要とされる機能を備えた「E-Business Suite 11i」を発売
平成12年10月	東京都渋谷区にトレーニングキャンパス渋谷を開設
平成13年1月	ブロードバンド、電子政府、B2Bといった市場に必要とされる高度な性能を満たした「Oracle9i Application Server」を発売
平成13年10月	Real Application Clusters等の新機能を搭載したリレーショナルデータベース管理システムの「Oracle9i Database」を発売
平成14年8月	初期バージョンの性能、機能をさらに拡張した「Oracle9i Database」と「Oracle9i Application Server」から構成される、「Oracle9i Release 2」を発売
平成15年1月	新たな顧客コミュニケーション・チャネル「Oracle Direct」を設立
平成15年3月	日本企業の中国進出に際してのIT導入を支援するため、「中国事業開発部」（現アジアパシフィック事業開発本部）を設立
平成16年4月	エンタープライズ・グリッド・コンピューティングを実現する「Oracle10g」を発売
平成17年1月	広島県広島市に西日本支社広島営業所（現中国・四国支店）を開設
平成17年9月	企業システムにとって重要なセキュリティ等の機能をさらに強化したデータベース製品「Oracle Database 10g Release 2」を発売
平成18年6月	日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社のソフトウェア製品群「PeopleSoft」「Siebel」等の取扱いを開始

(注) 当社（合併前商号オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社 昭和57年2月27日設立、株式の額面金額50円）は、日本オラクル株式会社（昭和60年10月15日設立、株式の額面金額50,000円）の株式の額面金額を変更するため、平成9年6月1日を合併期日として、同社を吸収合併し、同社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎ、同日をもって商号を日本オラクル株式会社に変更しましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

したがって、実質上の存続会社は、被合併会社である日本オラクル株式会社でありますので、記載事項につきましては、特段の記述がない限り、合併前日までは実質上の存続会社について記載しております。なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社の期数を継承しております。

### 3【事業の内容】

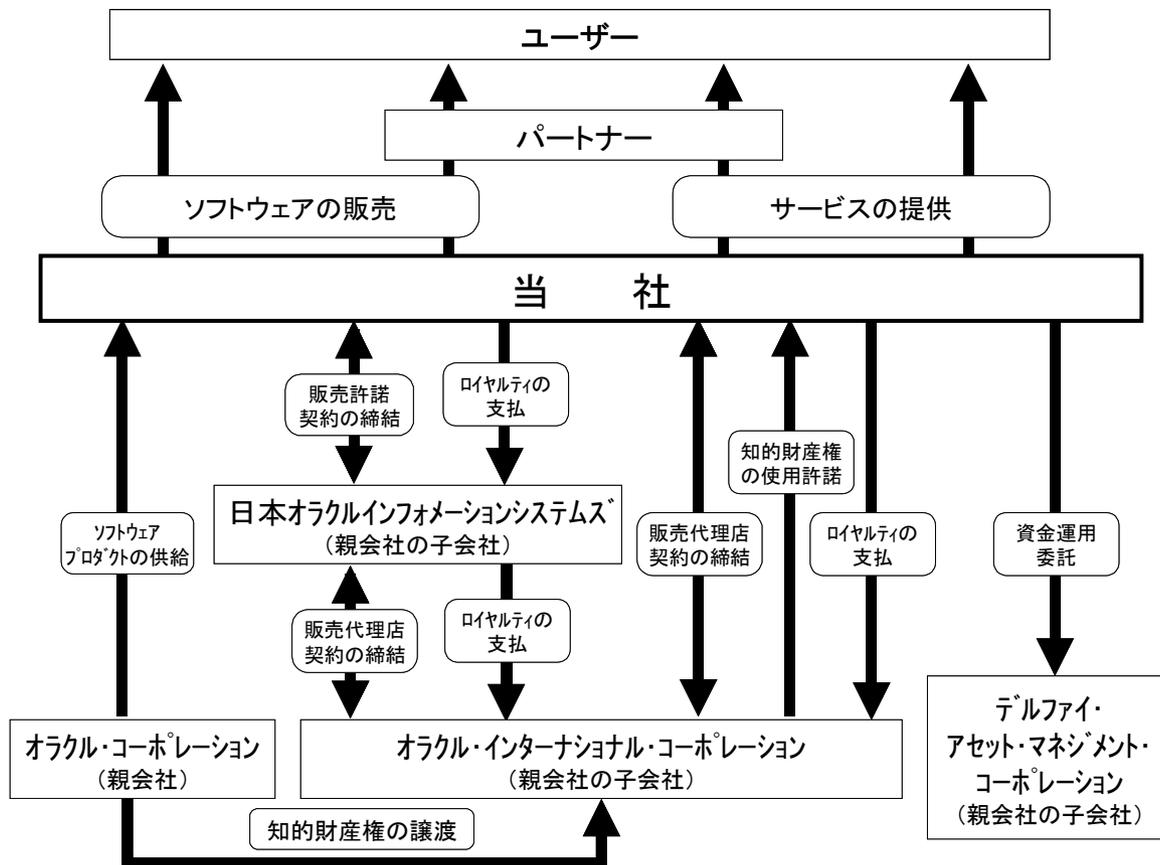
当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、リレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェア販売、システム開発・管理用ソフトウェアの販売、ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

また、オラクル・インターナショナル・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションから同社の保有するソフトウェア等の知的財産権を譲渡され、それら知的財産権の保有・管理業務ならびに当社を含むオラクル・コーポレーションの子会社との販売代理店契約の締結業務やライセンスの許諾業務等を行っております。デルファイ・アセット・マネジメント・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションならびに同社の子会社に対して資金管理サービスの提供を行っております。当社は、同社とアドバイザリー契約を締結し、余資の一部について、当社の投資・運用方針に定める基準を満たし、高い安全性と適切な流動性の確保に配慮した運用を行っております。日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社は、オラクル・コーポレーションによる買収製品のソフトウェアライセンスを保有しております。当社は、同社と相互に販売許諾契約を締結し、当該買収製品の販売ならびにこれら製品の利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

ソフトウェアプロダクトの研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。また、主要なビジネス・アプリケーションである日本仕様の人事管理モジュールのように、当社が主体的に開発に関わった製品もあります。

当社は日本市場の特性についての知識と経験を活かし、このようにして開発されたソフトウェアプロダクトの日本における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を行っております。

[事業系統図]



なお、当社は平成12年6月に、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行うミラクル・リナックス株式会社を、国内における業界各分野の大手企業との合弁により子会社（平成19年5月末現在の当社出資比率50.5%）として設立しております。現時点ではその資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。また、上記の事業系統図からも省略しております。

各事業の内容および売上高構成比率は、次のとおりであります。

事業部門	事業内容	売上高構成比率 (%)		
		第 20 期 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成17年 5 月31日)	第 21 期 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日)	第 22 期 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成19年 5 月31日)
ソフトウェア関連				
データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database 10g」、ミドルウェア「Oracle Application Server 10g」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売	45.6	44.8	41.8
ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i.10」等の販売ならびに日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社のソフトウェア製品群の販売	3.1	3.6	5.3
ソフトウェアプロダクト小計		48.7	48.4	47.1
アップデート&プロダクト・サポート (注) 1	ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供	42.1	41.9	42.2
ソフトウェア関連計		90.8	90.3	89.3
サービス				
アドバンスト・サポート (注) 1	顧客企業のニーズに応じたアウトソーシングサービスなどの高付加価値サービスの提供	0.9	1.3	1.5
エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施	2.4	2.2	2.1
コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供	5.9	6.2	7.2
サービス計		9.2	9.7	10.7
合計		100.0	100.0	100.0

(注) 1. 第20期までにおける「サポートサービス」(「サービス」の内訳部門)を「アップデート&プロダクト・サポート」と「アドバンスト・サポート」に細分しております。この変更はアップデート&プロダクト・サポート売上の重要性が増したため行ったものであります。なお、この変更に伴い、従来の「ソフトウェアプロダクト」の大区分をアップデート&プロダクト・サポート売上を含めた「ソフトウェア関連」に変更しております。

2. 売上高構成比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

#### 4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) オラクル・コーポレーション (注) 1	米国カリフォルニア州レッドウッドシヨアズ	10,293 百万米ドル	ソフトウェアプロダクトの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	75.2 (75.2)	当社は当該親会社が開発したソフトウェアプロダクトの日本における販売を担当し、これらに付随するサービスを日本において提供しております。  役員の受入3名
その他 3社(注) 2					

(注) 1. 当社の実質的な親会社であり、米国ナスダック証券取引所上場の継続開示会社であります。

2. これらの詳細については、「第7 提出会社の参考情報 1. 提出会社の親会社等の情報」に記載のとおりであります。

3. 議決権の被所有割合の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

#### 5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年5月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,712	35.7	5.7	9,179,132

(注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(7名)を含まず、また、他社からの出向社員(25名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。

2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

3. 従業員が前期末に比べ182名増加したのは、当社の経営戦略を実現させるため、積極的な採用活動を行ったためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当期における我が国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や、雇用環境の改善等により、緩やかな景気拡大基調が続きました。

当社はこのような経営環境の中、更なる成長を実現するために、製品カテゴリ毎の組織編制による営業力の強化に継続的に取り組むとともに、顧客カバレッジの拡大ならびにパートナービジネスの拡充を図り、顧客のニーズに合った製品やサービスを提案する体制を整えてまいりました。

平成18年6月には、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社と相互に販売許諾契約を締結し、米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品（以下「買収製品」という）を含めて拡大した製品群を適時に提供する体制を整えました。また、平成19年2月には、「Oracle E-Business Suite Release 12」をはじめとするビジネス・アプリケーション部門の主要製品群の最新版を、世界6大陸において開催したイベント

「Applications Unlimited」において発表しました。このほか、新しい注力分野であるミドルウェアとアプリケーションの売上高を大幅に伸ばしました。

このような経営活動の結果、当期の売上高1,007億67百万円（前期比92億3百万円、10.1%増）、経常利益は371億90百万円（前期比49億83百万円、15.5%増）、当期純利益は221億34百万円（前期比31億46百万円、16.6%増）となり、売上高、経常利益、当期純利益はそれぞれ過去最高となりました。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

#### ① ソフトウェア関連

##### (i) データベース・テクノロジー

当部門においては、既存システムのインフラ統合、エンタープライズ・アーキテクチャ構築ならびにメインフレームからオープンシステムへの移行といった顧客のシステム投資の動きを受けて、基盤システムのグリッド化が進んでおります。これにより、収益基盤であるデータベース製品に加え、オプション製品において強い需要がありました。

また、日本版SOX法に対応するためのセキュリティ強化やコンプライアンスを目的としたシステム構築の重要性の高まりを受け、ID管理製品をはじめ、成長基盤として注力しているフュージョン・ミドルウェア製品の販売が急拡大しました。

これらの結果、売上高は420億84百万円（前期比10億23百万円、2.5%増）となりました。

##### (ii) ビジネス・アプリケーション

当部門においては、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社と相互に販売許諾契約を締結したことにより、製品ならびにソリューションが大幅に拡大したことに加え、組織改編や人員の強化によって営業力、ソリューション提案力が向上し、大型案件の獲得が加速しました。

また、パートナー企業と連携して、オラクルのアプリケーション製品に精通した技術者数を大幅に増やすことで、顧客への導入体制を強化する施策も開始し、競争力の向上にも努めてまいりました。

これらの結果、売上高は53億71百万円（前期比20億76百万円、63.0%増）と急拡大しました。

##### (iii) アップデート&プロダクト・サポート

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売増加に加え、顧客にとって競争力強化に欠かせない情報システムの保守・運用についての意識の高まりや、当社の製品サポートサービスへの信頼、満足度の向上により、高いサポート契約率ならびに更新率を維持しました。

これらの結果、当部門の売上高は425億25百万円（前期比41億59百万円、10.8%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上に、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は899億81百万円（前期比72億59百万円、8.8%増）と過去最高となりました。

#### ② サービス

##### (i) アドバンスド・サポート

当部門においては、特に顧客のミッション・クリティカルなシステムにおいて当社技術者が遠隔地より24時間365日の保守・運用を行うことで、より付加価値の高いサポートを提供することができる「Oracle On Demand」や、通常の製品サポートのレベルにとどまらず、それぞれの顧客に合わせたより先進的なサポートサービスを提供する「Advanced Customer Services」の双方のサービスにおいて、強い需要が続いており、それに対応するための人員拡充、体制強化を進めてまいりました。

これらの結果、売上高は14億67百万円（前期比2億88百万円、24.5%増）と大幅に伸びました。

(ii) エデュケーションサービス

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調なこと、景気の回復に伴い企業の雇用が拡大し、新入社員や中途社員等に対するIT技術研修の需要が拡大したこと、また新しい製品やソリューションに対応するための技術者育成に対する旺盛な研修需要が続いていることから、パートナー企業や顧客に対する研修サービスの提供が拡大を続けております。

これらの結果、売上高は21億13百万円（前期比1億37百万円、7.0%増）となりました。

(iii) コンサルティングサービス

当部門においては、テクノロジーコンサルティング分野では、顧客企業のシステム基盤整備ならびにシステム安定稼働に向けた技術支援サービスに加え、買収製品の導入に関連したテクノロジーコンサルティングサービスが増加しました。

アプリケーションコンサルティング分野では、大規模プロジェクトのコンサルティングサービスの需要が拡大し、大型案件を順調に獲得しました。

これらの結果、売上高は72億5百万円（前期比15億17百万円、26.7%増）と大幅に伸びました。

以上により、サービス部門の売上高は107億86百万円（前期比19億44百万円、22.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当期においては、税引前当期純利益376億13百万円（前期比54億9百万円増）を計上しました。これは主に法人税等の支払（143億31百万円）、売上債権の増加（14億55百万円）、仕入債務の減少（18億62百万円）によるものです。これらの結果、営業活動により得られた資金は、238億29百万円（前期比16億12百万円増）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、63億57百万円（前期比17億10百万円減）となりました。これは主に有価証券の取得及び本社ビル取得のための中間金の支払によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、194億35百万円（前期比17億68百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当期末における現金及び現金同等物は前期末と比べ19億63百万円減少し、164億1百万円となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

区分		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	前期比 (%)
アップデート&プロダクト・サポート	(百万円)	42,525	10.8
アドバンスト・サポート	(百万円)	1,467	24.5
エデュケーションサービス	(百万円)	2,113	7.0
コンサルティングサービス	(百万円)	7,205	26.7
合計	(百万円)	53,312	12.9

- (注) 1. 金額は販売価額によっております。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

### (3) 販売状況

事業部門		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	前期比 (%)
ソフトウェア関連			
ソフトウェアプロダクト	(百万円)		
データベース・テクノロジー	(百万円)	42,084	2.5
ビジネス・アプリケーション	(百万円)	5,371	63.0
ソフトウェアプロダクト小計	(百万円)	47,455	7.0
アップデート&プロダクト・サポート	(百万円)	42,525	10.8
ソフトウェア関連計	(百万円)	89,981	8.8
サービス			
アドバンスト・サポート	(百万円)	1,467	24.5
エデュケーションサービス	(百万円)	2,113	7.0
コンサルティングサービス	(百万円)	7,205	26.7
サービス計	(百万円)	10,786	22.0
合計	(百万円)	100,767	10.1

- (注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第21期		相手先	第22期	
	金額 (百万円)	割合 (%)		金額 (百万円)	割合 (%)
日本電気株	10,306	11.3	日本電気株	11,689	11.6
富士通株	10,195	11.1		—	

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が認識している対処すべき重要課題のうち、主要なものは以下のとおりであります。

(1) オラクル・グループのリソースの有効活用

世界でも有数の規模を誇るオラクル・グループの充実した製品ラインナップ、人的資源、その他の経営資源を有効に活用することにより、製品を迅速かつ円滑に市場に投入し、事業の更なる拡大を図ってまいります。

(2) パートナー企業との連携強化

当社は、パートナー企業を経由した間接販売に注力しているため、パートナー企業との連携および良好な関係の継続が必要となります。このビジネスモデルを継続するため、引き続きパートナー企業との安定的信頼関係を持続しつつ、協業体制を強化し、新たなビジネスを展開してまいります。

(3) 優秀な人材の確保および育成

企業の雇用改善に伴い、優秀な人材の確保が困難になりつつあります。当社の経営戦略を実現させるためには、その戦略を実行できる高い能力を持つ人材の確保および育成は必要不可欠であり、重要な経営課題であると認識しています。当社は、今後も継続的な成長を実現するため、引き続き人材採用体制を強化し、優秀な人材の確保に取り組むとともに、充実した研修制度のもと、人材の育成に積極的に努めてまいります。

## 4【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) オラクル・コーポレーションとの関係

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当社の今後の事業展開等は、同社の経営戦略等の影響を受ける可能性があります。

#### ① オラクル・コーポレーションの製品・技術への依存

当社は、オラクル・コーポレーションの開発する製品を日本市場に提供しているため、同社の製品・技術に依存しております。従って、同社の新製品・更新版製品の投入が遅れた場合、重大な欠陥や瑕疵が存在した場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

#### ② ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払っております。当該ロイヤルティの料率および適用範囲は、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。オラクル・コーポレーションから供給を受ける製品やサービスの内容等の変更、移転価格税制等により、料率または適用範囲が変更となった場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

#### ③ Shared Service Center(シェアードサービスセンター)との関係

当社は、全世界のオラクル・グループの事務管理業務を統合・標準化したシェアードサービスセンターを利用し、経営の効率化を図っております。支払業務や受注業務等の経理業務を同センターに移管しておりますが、同センターの処理能力を超えた場合や、予期せぬ事象等により同センターが適切なサービスを提供できなかった場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

#### ④ 自然災害等によるシステム障害

オラクル・コーポレーションを中心に、オラクル・グループ全体における、システムの最適化および業務手続の統一化により、業務効率化を図るGSI(Global Single Instance)を推進しております。これに伴って、文書保存用のコンピュータ・サーバー、電子メール、購買・調達等様々な社内システムをオラクル・グループ各社と共有しております。日本国内のみならず、日本国外において地震等自然災害によって共有システムに障害等が生じた場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。こうした事態を想定し、当社独自の災害発生時の対処、復旧計画、データのバックアップ体制を構築、定期的に内容の見直しを実施するとともに、当社を含む全世界のオラクル・グループ共通のBusiness Continuity Management Program(事業継続マネジメントプログラム)を構築しています。

### (2) 特定の売上項目への依存

当社の売上高のうち、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle10g」に代表されるデータベース・テクノロジー製品群の売上高の占める割合が高いことが特徴です。当期における当該製品群の売上が、当社売上高に占める割合は、41.8%となっており、当該製品群の販売動向は当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

### (3) 間接販売(パートナーモデル)への依存

当社の製品は、主に、ハードウェアメーカーやシステムインテグレータ、独立系ソフト開発会社等のパートナー企業との協業によって、販売されております。当社の顧客は、製造業、流通業、金融業、通信業、サービス業、官公庁、教育機関など業種、業態を問わず多岐にわたっており、規模的にも大企業から小規模事業者まで広範囲となっております。当社では、これらの幅広い顧客ニーズにきめ細かく応えるため、パートナー企業を経由した間接販売に注力しており、ソフトウェアプロダクトにおける間接販売による売上高は、当期において約9割を占めております。従って、パートナー企業との安定的信頼関係の維持は、当社の将来にとって重大な意義を持ちます。例えば、パートナー企業との関係が悪化した場合、競合会社が当社のパートナー企業と戦略的提携を行った場合、パートナー企業の財政状態が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

### (4) プロジェクトの管理

当社は、顧客がソフトウェアプロダクトを導入する際に、導入計画、システム設計計画、システム運用等の顧客支援作業を行っております。品質、開発期間、採算の管理徹底等プロジェクト管理の強化を図っておりますが、顧客からの仕様変更や当初見積以上の作業の発生等によりプロジェクトの進捗が当初の計画から乖離した場合、追加

費用の発生や納期遅延に伴う違約金が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(5) Oracle On Demand事業

当社が積極的に取り組んでいるOracle On Demand事業は、当社製品を導入している顧客のシステムが対象であり、当社が顧客に代行して、顧客システムの監視およびシステム管理業務を実施するものです。したがって、当社従業員、または当社の管理下にある社外要員の過失が原因となって、顧客のシステムを停止に追い込み、ひいては顧客業務の遅滞や機会損失が発生した場合、損害賠償等、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(6) 競争激化の可能性

当社が事業を展開する情報サービス産業は、競争が激しく、技術革新が急速に進展するため、業界や競合会社の動向によって、当社の経営成績および財政状態等は影響を受ける可能性があります。例えば、新規参入者を含めた競争激化による価格低下圧力の高まり、競合会社の競争優位な新製品の投入や競合会社同士の戦略的提携といった場合には、当社の競争力、市場占有率等に影響を与える可能性があります。

(7) 有価証券の保有リスク

当社は社内の投資運用方針に従い、円貨建債券を保有しております。投資資産の運用・管理にあたっては、オラクル・コーポレーションの子会社であるデルファイ・アセット・マネジメント・コーポレーションとアドバイザリー契約を締結し、極めて高い安全性と適切な流動性の確保に万全を期しておりますが、万一、債券の発行体である企業や外国政府等の財政状態が悪化し、債務不履行（デフォルト）の事態が発生した場合、損失が発生する可能性があります。

(8) スtockオプション制度

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施しております。平成19年5月31日現在、新株予約権の目的となる株式の数は合計で2,077,350株、発行済株式総数の1.6%に相当しております。これらのストックオプションが権利行使されれば、当社の1株当たりの株式の価値が希薄化する可能性があります。

(9) 将来の企業買収・合併

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(10) 個人情報管理

当社は、事業遂行に関連して、多数の個人情報を有しています。これらの個人情報については、社内規程の制定、従業員への教育等管理を徹底しておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性が皆無ではなく、このような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与えるとともに、その対応のための不測の費用負担が発生する可能性があります。

(11) 法的規制等

当社の事業遂行に際しては、様々な法律や規制の適用を受けております。当社は、これら法律、規制等を遵守すべく、社内体制の確立や従業員教育等に万全を期しておりますが、万一当社に対して訴訟や法的手続きが行われた場合には、多額の訴訟対応費用の発生や、損害賠償金の支払の可能性がります。このような場合、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(12) 上場廃止基準

平成19年5月31日現在、当社の発行済株式総数のうち74.7%をオラクル・ジャパン・ホールディング・インクが所有しており、株式分布のうち上位株主の占める割合が高くなっております。上位株主の保有比率が上昇した場合、当社の上場株式数に占める少数特定者持株数の割合が東京証券取引所の上場廃止基準（75%）に抵触する可能性があります。少数特定者持株数比率の見直しを進めた結果、平成19年5月31日時点においては上場廃止基準（75%）へ抵触しない見込みです。

なお、東京証券取引所の「上場制度総合プログラム2007」に基づく上場制度の整備等により、少数特定者持株数比率基準の見直しが行われた場合、当社が上場廃止基準に抵触する可能性は、大幅に減少するものと思われま

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの販売代理店契約

契約の名称	販売代理店契約
契約年月日	平成14年3月1日
契約期間	平成14年3月1日から開始し、原則としてオラクル・コーポレーションの当社に対する支配権に重大な変更がない限り、無期限に存続する。
契約相手先	オラクル・インターナショナル・コーポレーション (米国カリフォルニア州レッドウッドシヨアズ)
契約内容	① オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社をオラクル製品の日本市場における総代理店として任命する。 ② オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社に対して下記のライセンスを許諾する。 (a) オラクル製品を日本国内のエンドユーザーに販売促進、宣伝及び使用許諾する権利 (b) 日本国内において二次代理店を任命し、当該二次代理店にオラクル製品を使用許諾させる権利を許諾する権利 (c) オラクル製品を日本市場に適合させるために、プログラムのソースコードを修正する権利 (d) オラクル・インターナショナル・コーポレーションが権利を有する商標等を、オラクル製品を日本市場において販売促進、宣伝及び使用許諾する目的のために、使用する権利 ③ 当社は、オラクル製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払う。

- (注) 1. 当社の取り扱うソフトウェアプロダクトは、プログラム等に関する権利・権原の移転を伴わず、著作権法に基づくプログラムを使用する権利を許諾するものであります。しかし、使用権許諾の期間が原則として無期限であること、かつ代金の支払が一時に行われることから、その経済的実態は物品等の販売に類似しております。従って法律的な権利関係を説明する場合など特段の事情が無い限りは、ソフトウェアプロダクトの取引を「販売」等と表現しております。
2. 当社は、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトを主に販売しております。当社が販売する商品については「ソフトウェアプロダクト」という名称で統一しておりますが、オラクル・コーポレーションとの関係などを説明する箇所など、当該商品を特定する必要がある場合には、「オラクル製品」と記載しております。

## (2) 販売の提携

### A. オラクル・パートナー契約

当社は、システムインテグレータ等とオラクル・パートナー契約（販売代理店契約）を締結し、ソフトウェアプロダクトをエンドユーザーに頒布および再使用を許諾する権利を付与しており、主なものは以下のとおりです。

相手先	契約年月日	契約期間
(株)アシスト	平成16年4月1日	平成16年4月1日から2年間、以後1年毎に更新（更新中）
伊藤忠テクノソリューションズ(株) (注) 7	平成18年12月1日	平成18年12月1日から1年毎に更新（更新中）（注） 1
新日鉄ソリューションズ(株)	平成19年2月16日	平成19年2月16日から1年毎に更新（更新中）（注） 2
東芝ソリューション(株)	平成19年3月1日	平成19年3月1日から1年毎に更新（更新中）（注） 3
日本電気(株)	平成16年4月1日	平成16年4月1日から1年毎に更新（更新中）
日本ヒューレット・パカード(株)	平成18年11月1日	平成18年11月1日から平成19年5月31日まで、以後1年毎に更新（更新中）（注） 4
日本ユニシス(株)	平成18年12月1日	平成18年12月1日から1年毎に更新（更新中）（注） 1
日立電子サービス(株)	平成18年10月1日	平成18年10月1日から平成19年3月31日まで、以後1年毎に更新（注） 5
日本オラクルインフォメーションシステムズ(株)	平成19年5月31日	平成19年6月1日から1年毎に更新（注） 6

(注) 1. 平成18年12月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

2. 平成19年2月16日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

3. 平成19年3月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

4. 平成18年11月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

5. 平成18年10月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

6. 平成19年5月31日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。また、当社と日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社とは、相互にオラクル・パートナー契約（販売代理店契約）を締結しております。

7. 相手先の合併に伴い、契約相手先が変更されております。

### B. OEM契約

当社は、ハードウェアメーカーとOEM契約を締結し、ソフトウェアプロダクトを当該契約先のハードウェアシステムに搭載し、エンドユーザーに使用許諾する権利を付与しております。

相手先	契約年月日	契約期間
富士通(株)	平成4年10月30日	平成4年10月30日から1年毎に更新（更新中）

### C. その他

当社は、新日鉄ソリューションズ株式会社との間で優先的提携関係の構築に関する合意書（有効期間：平成16年12月9日より平成18年5月31日、以降1年毎に更新（更新中））を平成16年5月31日付で締結しております。

## 6 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

当期の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

### (1) 経営成績の分析

#### ① 売上高

売上高は1,007億67百万円（前期比92億3百万円、10.1%増）となりました。部門別の状況は以下のとおりであります。

データベース・テクノロジー部門の売上高は420億84百万円（前期比10億23百万円、2.5%増）となりました。収益基盤であるデータベース製品に加え、オプション製品ならびにフュージョン・ミドルウェア製品の販売が拡大し、増収となりました。

ビジネス・アプリケーション部門の売上高は53億71百万円（前期比20億76百万円、63.0%増）となりました。製品ならびにソリューションの拡大に加え、営業力・ソリューション提案力が向上し、大型案件の獲得が加速したことにより、売上が急拡大しました。

アップデート&プロダクト・サポート部門の売上高は425億25百万円（前期比41億59百万円、10.8%増）となりました。顧客企業の情報システムの保守・運用についての意識の高まりや、当社の製品サポートサービスへの信頼、満足度の向上により、高いサポート契約率ならびに更新率を維持し、売上は堅調に推移しました。

アドバンスド・サポート部門については、付加価値の高いサポートを提供することができる「Oracle On Demand」や、それぞれの顧客に合わせたより先進的なサポートサービスを提供する「Advanced Customer Services」の双方のサービスにおいて強い需要が続いており、売上高は14億67百万円（前期比2億88百万円、24.5%増）と拡大しました。

エデュケーションサービス部門については、新入社員や中途社員等に対するIT技術研修の需要が拡大したこと、また新しい製品やソリューションに対応するための技術者育成に対する旺盛な研修需要が続いたことにより、売上高は21億13百万円（前期比1億37百万円、7.0%増）となりました。

コンサルティングサービス部門の売上高は72億5百万円（前期比15億17百万円、26.7%増）となりました。顧客企業のシステム基盤整備ならびにシステム安定稼働に向けた技術支援サービスに加え、大規模プロジェクトのコンサルティングサービスの需要が拡大したことにより、増収となりました。

#### ② 営業利益

全部門において売上が拡大したことに加え、コンサルティングサービス売上の原価率の改善等が、営業人員増強のコストを吸収したことにより、営業利益率は36.5%（前期比1.4ポイント上昇）となりました。

この結果、営業利益は367億81百万円（前期比46億54百万円、14.5%増）となりました。

#### ③ 当期純利益

特別利益には、投資有価証券売却益56百万円、前期損益修正益9億20百万円、計9億77百万円（前期比8億85百万円増）を計上しました。特別損失には、事業構造改革費用19百万円、本社移転費用引当金繰入額5億35百万円、計5億54百万円（前期比4億59百万円増）を計上しました。

以上の結果、当期純利益は221億34百万円（前期比31億46百万円、16.6%増）となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### ① 資産および負債・純資産の状況

当期末における総資産は1,168億39百万円（前期末比59億22百万円増）となりました。

純資産は814億63百万円（前期末比27億49百万円増）となりました。

#### ② キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は84億40百万円であります。その主なものはコンピュータ機器類の購入によるもの3億3百万円、および本社ビル取得のための中間金等78億46百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。

#### 2【主要な設備の状況】

事業所	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物付属設備 (百万円)	器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設 販売施設	211	346	557	1,225
用賀オフィス (東京都世田谷区)	販売施設	49	78	127	298
トレーニングキャンパス渋谷 (東京都渋谷区)	販売施設	30	21	52	48
その他12事業所	販売施設	102	88	191	141

(注) 当社は上記の事業所用建物をいずれも賃借しており、当期の不動産賃借料は合計24億73百万円であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設の計画は、以下のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本社	東京都 港区	新本社屋建設	43,500	15,663	自己資金	平成18年3月	平成20年夏

(注) 上記金額には消費税を含んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年8月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	127,052,471	127,056,371	東京証券取引所 市場第一部	—
計	127,052,471	127,056,371	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数（注）1	2,531個	2,489個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	253,100株	248,900株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
  - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
    - ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
    - ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
  - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数（注）1	2,370個	2,343個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	237,000株	234,300株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{株式分割・併合の比率}}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日（平成15年10月1日）の属する月の前月（平成15年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
  - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
    - ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
    - ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
  - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成16年1月9日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	5個	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	500株	500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	6,420円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注) 2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額6,420円は発行日（平成16年1月9日）の属する月の前月（平成15年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と発行日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注) 3に同じであります。
4. 「(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注) 4に同じであります。

(二) 平成16年8月25日定時株主総会決議（平成16年9月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数（注）1	2,520個	2,482個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	252,000株	248,200株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日（平成16年10月1日）の属する月の前月（平成16年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,789個	2,734個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	278,900株	273,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(へ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(注)1	30個	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 5,760円 資本組入額 2,880円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
3. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ト) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,787個	2,733個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	278,700株	273,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,490円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日（平成18年12月25日）の属する月の前月（平成18年11月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(チ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数（注） 1	280個	280個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注） 1	28,000株	28,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注） 2	5,610円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月9日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注） 5	発行価格 7,392円 資本組入額 3,696円	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注） 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）」の（注） 2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,610円は発行日（平成19年1月9日）の属する月の前月（平成18年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,587円と発行日の終値5,610円との比較により、5,610円としたものであります。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 「(ト) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）」の（注） 4に同じであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,782円と新株予約権の行使時の払込金額5,610円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,782円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	261,750株	259,350株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	205,800株	204,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	278,600株	276,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年6月1日～ 平成18年5月31日 (注) 1	6,800	128,201,462	13	22,144	13	33,582
平成18年5月31日 (注) 2	△1,185,091	127,016,371	—	22,144	—	33,582
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注) 1	36,100	127,052,471	69	22,214	69	33,652

(注) 1. 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づく新株予約権行使による新株発行

2. 自己株式の消却による減少

3. 平成19年6月1日から平成19年7月31日までの間に、新株予約権行使により、発行済株式総数が3,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	81	33	817	232	28	47,130	48,321	—
所有株式数 (単元)	—	122,461	3,744	8,300	978,649	57	150,507	1,263,718	680,671
所有株式数の 割合（%）	—	9.6	0.3	0.7	77.0	0.0	12.4	100.0	—

(注) 1. 自己株式1,790株は、「個人その他」に17単元および「単元未満株主の状況」に90株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ29単元および50株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	4,798	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,231	1.8
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,157	0.9
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝3-23-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	1,092	0.9
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2	873	0.7
ジブラルタ生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区永田町2-13-10 (東京都中央区晴海1-8-11)	413	0.3
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 Fleet Street London EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	333	0.3
メロンバンクエービーエヌアムログローバルカस्टディ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	One Boston Place Boston, MA 02108 (東京都中央区日本橋3-11-1)	262	0.2
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	258	0.2
計	—	106,389	83.7

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,755千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,207千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	1136千株
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社	1,092千株
野村信託銀行株式会社	873千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	231千株

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,370,100	1,263,701	—
単元未満株式	普通株式 680,671	—	—
発行済株式総数	127,052,471	—	—
総株主の議決権	—	1,263,701	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,900株(議決権の数29個)含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都千代田区紀尾 井町4番1号	1,700	—	1,700	0.00
計	—	1,700	—	1,700	0.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方式によるもの、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

- ①旧商法第280条ノ19の規定に基づき、当社取締役および当社従業員に対して新株引受権を付与することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成11年8月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）9名、従業員1,281名（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち9名および平成11年7月13日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,281名（ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る）。

2. その他細目については、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成12年8月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）9名、従業員1,410名（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち9名および平成12年8月1日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,410名（ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る）。

2. その他細目については、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

決議年月日	平成13年8月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）6名、従業員1,564名（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち6名および平成12年8月1日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,564名（ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る）。

2. その他細目については、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

②旧商法第280条ノ20および280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成14年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成14年9月24日取締役会決議） 当社の取締役（社外取締役を除く）6名 当社の従業員 1,553名 第2回発行分（平成14年11月19日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

## (ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成15年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成15年9月24日取締役会決議） 当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 当社の従業員 1,400名 第2回発行分（平成16年1月9日取締役会決議） 当社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）その他細目については、平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

## (ハ) 平成16年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 当社の従業員 888名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）その他細目については、平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年8月24日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成17年9月28日取締役会決議） 当社の従業員 1,166名 第2回発行分（平成18年3月23日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）その他細目については、平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

③会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ) 平成18年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成18年8月29日
付与対象者の区分及び人数	平成18年12月21日取締役会決議 当社の従業員 1,135名 当社の取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）その他細目については、平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

## (ロ) 平成19年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	315,000株を上限とする。(注) 1
発行する新株予約権の総数	3,150個を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 3
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで。
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100とする。ただし、(注) 1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

4. (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
  - ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
  - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
5. その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会の決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項および会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成一年一月一日) での決議状況 (取得期間 平成一年一月一日～平成一年一月一日)	—	—
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,690	9,009,440
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	250	1,333,000
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 2	200	990,950	—	—
保有自己株式数	1,790	—	2,040	—

(注) 1. 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、平成19年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式ならびにその価額は含まれておりません。

2. 当該処分には、旧商法第221条ノ2第1項および会社法第194条第1項の規定に基づく単元未満株主の売渡請求による売り渡し、ならびに新株予約権の行使によるものが含まれております。

3. 当期間における保有自己株式数には、平成19年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、企業価値の向上により株主価値を高め、株主の皆様に対して高水準の利益配分を継続的に実施していくことを会社の重要な経営課題のひとつとして認識しております。剰余金の配当については、当社の収益状況、事業計画に基づく資金需要、その他経営上必要な内部留保を考慮しつつ、期間収益を株主に対し積極的に還元していくことを当期および今後当面の間における基本方針といたします。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり年間配当金として164円（うち中間配当64円）とさせていただきます。この結果、当期の配当性向は94.1%となります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成18年12月21日 取締役会決議	8,130	64
平成19年7月30日 取締役会決議	12,705	100

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年5月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月
最高（円）	6,950	8,120	6,190	6,300	5,830
最低（円）	2,680	3,770	4,280	4,070	4,620

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月	平成19年4月	平成19年5月
最高（円）	5,830	5,690	5,620	5,710	5,750	5,630
最低（円）	5,400	5,240	5,210	5,140	5,410	5,300

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長最高経営責任者	新宅 正明	昭和29年9月10日生	<p>昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社</p> <p>平成3年12月 当社入社 第三営業部長</p> <p>平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長</p> <p>平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長</p> <p>平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー</p> <p>平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当</p> <p>平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長</p> <p>平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長</p> <p>平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者</p> <p>平成13年1月 当社代表取締役社長最高経営責任者</p> <p>オラクル・コーポレーションシニア・バイス・プレジデント (現任)</p> <p>平成16年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長</p> <p>平成17年1月 当社代表取締役社長最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長</p> <p>平成17年2月 当社代表取締役社長最高経営責任者兼ビジネスアライアンス本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長</p> <p>平成17年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長</p> <p>平成17年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者兼システム事業統括最高執行責任者</p> <p>平成18年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者(現任)</p>	(注) 3	105

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	事業戦略担当 兼 アプリケーション事業 担当 兼 コンサルティン グサービス担当 兼 人事 担当 副社長 執行役員 コンサルティン グサービス統 括本部長	東 裕二	昭和30年1月24日生	昭和54年4月 株式会社不二家入社 昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会 社入社 昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社 昭和63年6月 日本デジタルイクイップメン ト株式会社入社 平成10年10月 当社入社 コンサルティングサ ービス本部ERPソリューション 部統括マネジャー 平成12年8月 当社執行役員 コンサルティン グサービス本部長 平成13年6月 当社上席執行役員 コンサルテ ィングサービス本部長 平成13年9月 当社常務執行役員 コンサルテ ィングサービス本部長 平成14年6月 当社専務執行役員 技術統括担 当兼ソリューションコンサルテ ィング本部長 平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統 括担当兼ソリューションコンサル ティング本部長 平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサル ティングサービス担当兼コン サルティングサービス本部長 平成16年6月 当社取締役専務執行役員インダ ストリーセールス&コンサルテ ィングサービス担当兼コンサル ティングサービス本部長 平成16年9月 当社取締役専務執行役員アジア パシフィック事業開発室・イン ダストリーセールス&コンサル ティングサービス担当兼コンサル ティングサービス本部長 平成17年6月 当社取締役副社長執行役員イン ダストリー&アプリケーション 事業統括 最高執行責任者兼コ ンサルティングサービス本部長 平成18年3月 当社取締役副社長執行役員 事 業戦略統括 最高執行責任者兼 インダストリー事業統括最高執 行責任者兼コンサルティングサ ービス本部長 平成18年6月 当社取締役 事業戦略担当兼ア プリケーション事業担当 副社 長執行役員 コンサルティン グサービス統括本部長 平成18年11月 当社取締役 事業戦略担当兼 アプリケーション事業担当兼 コンサルティングサービス担当 兼人事担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括 本部長兼人事本部長 平成19年8月 当社取締役 事業戦略担当兼 アプリケーション事業担当兼 コンサルティングサービス担当 兼人事担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括 本部長 (現任)	(注) 3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		デレク・エイチ・ ウィリアムズ	昭和19年12月30日生	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティ ー・クリード (UK) 入社 昭和44年4月 パーカー・ペン (UK) デー タ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ (UK) ディ レクター 昭和60年12月 ユニソフト (UK) ディレク ター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションU K リージョナル・ディレクタ ー 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント アジ ア・パシフィック統括 平成5年7月 同社シニア・バイス・プレジデ ント アジア・パシフィック統 括 平成12年10月 同社エグゼクティブ・バイス・ プレジデント アジア・パシフ ィック統括 平成13年8月 当社取締役 (現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーショ ン チェアマン アンド エグゼ クティブ・バイス・プレジデン ト アジア・パシフィック アン ド ジャパン (現任)	(注) 3	—
取締役		ジョン・エル・ ホール	昭和29年10月30日生	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネ ス・マシーイズ・コーポレーシ ョン (IBM) 入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス& マーケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・ア ライアンス マネジャー 平成8年6月 同社バイス・プレジデント オ ラクル・アジア・パシフィッ ク・アライアンス 平成9年3月 同社マネージング・ディレクタ ー オラクル・タイランド 平成9年9月 同社シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ワールドワイ ド・アライアンス 平成11年4月 同社シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ユニバーシテ ィ (現任) 平成15年8月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		エリック・アール・ポール	昭和39年1月3日生	昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティ ー・コーポレーション入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポ レーション コーポレート・フ ァイナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファス ナー・ディビジョン (UK) フ ァイナンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コーポレート・ファイナンス ディレクター アシスタント・ トレジャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インター ナショナル・リミテッド アシ スタント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント トレジ ャラー (現任) 平成18年8月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役		グレゴリー・アール・デイヴィス	昭和29年8月11日生	昭和47年1月 クーパーズアンドライブランド オーストラリア入社 平成63年10月 オラクル・コーポレーション・ オーストラリア・ピーティワ イ・リミテッド ファイナン スマネジャー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクタ ー 平成3年6月 オラクル・コーポレーショ ン アジアパシフィック ファ イナンスディレクター 平成8年6月 同社 アジアパシフィック バ イス・プレジデント ファイナ ンス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィッ ク アンド ジャパン バイス・ プレジデント ファイナンス (現任) 平成19年8月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役		寺澤 正雄	昭和15年8月28日生	昭和39年4月 横河・ヒューレット・パッカー ード株式会社 (現日本ヒューレ ット・パッカーード株式会社) 入 社 昭和63年1月 同社取締役 平成6年1月 同社常務取締役 平成9年1月 同社代表取締役専務 平成10年11月 同社代表取締役社長 平成14年11月 同社代表取締役会長 平成16年8月 同社代表取締役会長退任 平成17年6月 日立ソフトウェアエンジニアリ ング株式会社 取締役 (現任) 平成17年9月 当社顧問 平成19年8月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		所 芳正	昭和31年10月5日生	昭和56年4月 プリヂストン・ベカルト・スチール・コード株式会社入社 昭和61年8月 太田昭和監査法人入所 昭和62年4月 ロイター・ジャパン株式会社入社 平成3年6月 当社入社 管理部経理課長 平成4年2月 当社管理本部経理課長 平成6年9月 当社管理本部経理部長 平成9年5月 当社監査室室長 平成13年8月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	1
監査役		中森 真紀子	昭和38年8月18日生	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所開業 (現任) 平成12年8月 当社監査役 (現任)	(注) 5	—
監査役		野間 自子	昭和34年5月27日生	昭和61年4月 弁護士登録 早川総合法律事務所入所 平成4年11月 さくら共同法律事務所入所 平成7年1月 大島総合法律事務所入所 平成11年2月 三宅坂総合法律事務所パートナー (現任) 平成14年8月 当社監査役 (現任)	(注) 6	—
計						106

- (注) 1. 取締役デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィスおよび寺澤正雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中森真紀子および野間自子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成19年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成16年8月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成19年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成18年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
高岡 由美子	昭和34年4月28日生	昭和59年4月 日本電子計算株式会社入社 昭和61年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 当社入社 パートナー第3営業部 平成9年4月 当社マーケティング本部企画推進部マネジャー 平成10年6月 当社営業統括本部事業企画部統括マネジャー 平成11年6月 当社人事教育本部採用開発部統括マネジャー 平成12年6月 当社人事教育本部人事企画部シニアディレクター 平成13年10月 当社管理本部ライセンスマネジメントサービス部シニアディレクター 平成14年6月 当社監査室長 平成16年6月 当社経営監査室長(現任)	0
今村 誠	昭和36年12月13日生	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー(現任)	-
計			0

8. 当社では執行役員制度を導入しております。本有価証券報告書提出日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役名	氏名	担当
※社長最高経営責任者	新宅 正明	社長最高経営責任者
※副社長執行役員	東 裕二	事業戦略担当 兼 アプリケーション事業担当 兼 コンサルティングサービス担当 兼 人事担当 コンサルティングサービス統括本部長
常務執行役員	保科 実	システム事業担当 アライアンス営業統括本部長 兼 グローバルアライアンス営業本部長
常務執行役員	松岡 繁	最高財務責任者 ファイナンス本部長 兼 IT・総務担当
常務執行役員	細谷 哲史	カスタマーサービス統括本部長 兼 営業推進本部長
常務執行役員	茂木 正之	システム事業統括 支社営業統括本部長
常務執行役員	前田 浩	システム事業統括 インダストリー営業統括本部長
常務執行役員	三澤 智光	システム事業統括システム製品統括本部長
常務執行役員	桑原 宏昭	アプリケーション事業統括 エンタープライズアプリケーション営業統括本部長
常務執行役員	三露 正樹	アプリケーション事業統括 アライアンス統括本部長
常務執行役員	河村 浩明	アプリケーション事業統括 アプリケーション営業戦略室 室長 兼 フロントオフィスソリューション営業統括本部 統括本部長
執行役員	沼田 治	事業戦略統括 アジアパシフィック事業開発本部長
執行役員	藤本 寛	アプリケーション事業統括 アプリケーションビジネス推進本部長
執行役員	ヴィヴェック マハジャン	アプリケーション事業統括 アプリケーションSC本部長
執行役員	阿部 伸一	アプリケーション事業統括 グローバルストラテジックアカウント営業本部 本部長
執行役員	保々 雅世	オラクルユニバーシティ本部長
執行役員	吉川 剛史	事業戦略統括 経営企画室長
執行役員	金子 忠浩	チーフリーガルオフィサー 法務室長
執行役員	遠藤 有紀子	人事本部 本部長

(注) ※印の各氏は取締役を兼務しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称：オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### ① 会社の機関の内容

当社は監査役会設置会社であります。また、平成12年8月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定ならびに業務の監督機関としての取締役会と執行役員の業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保するとともに、環境の変化に迅速に対応できる体制の整備に努めております。

当社の取締役は社外取締役5名を含む7名であり、取締役の経営責任を明確にするため、任期を1年としております。監査役は3名で、うち2名が社外監査役であります。また、取締役の候補者選定ならびに報酬決定の適正性を確保すべく、指名委員会と報酬委員会を設置しております。なお、それぞれの委員会の委員には、社外取締役が含まれております。そのほか、社長以下重要な組織の長を構成員とするExecutive Committee を設置しております。原則として毎週1回開催し、社長の経営執行を補佐し、取締役会の決定した経営基本方針の実行に関する事項および業務執行上の重要事項等につき協議決定を行っております。

更に、企業経営または日常の業務の遂行に際しては、必要の都度弁護士ならびに公認会計士等の専門家からのアドバイスを受け、外部によるチェック機能の充実を図っております。

### ② 内部統制システムの整備状況

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社を含む関連企業グループ(オラクル・グループ)の企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状況をモニタリングする。

(iii) 取締役会の事務局を設置し、(a) 必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、(b) 取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。

(iv) 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

(ロ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(v) 社長の直属組織として内部監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(ニ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会および監査役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

③ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社は社長直属の内部監査担当部門として経営監査室（2名）を設置しております。当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を社長に報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。監査役は、経営監査室より随時監査に関する報告および説明を受けております。

監査役監査につきましては、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性を監査しております。さらに、会計監査人および経営監査室より随時監査に関する報告および説明を受ける等、相互連携強化を図り、監査の強化に努めております。

会計監査人は新日本監査法人であり、監査契約に基づき年度および半期の会計監査を受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

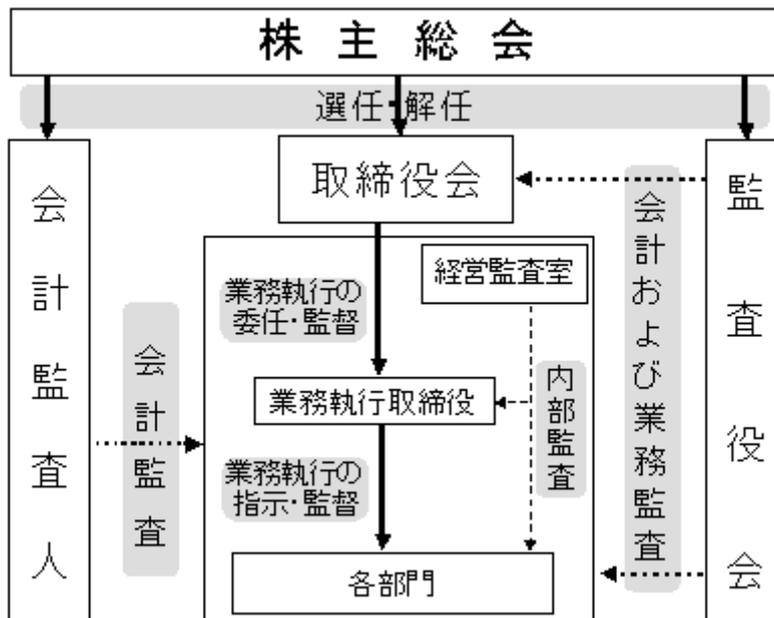
公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員	太田 恵子	新日本監査法人
業務執行社員	石黒 一裕	

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3. 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、会計士補等11名、その他3名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



④ 役員報酬

当期における取締役および監査役の報酬等の総額は、次のとおりであります。

区分	人員	金額
取締役	7名	212百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(-百万円)
監査役	3名	29百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(12百万円)

- (注) 1. 平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会により、取締役の報酬額として年額1億50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、また別枠で取締役の賞与として年額1億50百万円以内、ストックオプション報酬額として年額50百万円（新株予約権の払込みに充てる金額）以内となっております。
2. 平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会により、監査役の報酬額として年間40百万円以内となっております。
3. 上記金額には、当期に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役4名に対し72百万円）が含まれております。
4. 上記金額には、社内取締役3名に対して付与したストックオプションのうち、当期の職務執行部分に対応する金額5百万円を含んでおります。
5. 役員退職慰労金制度はありません。

⑤ 監査報酬

当期における当社の会計監査人である新日本監査法人に対する監査報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	29百万円
上記以外の業務に基づく報酬	-百万円
合 計	29百万円

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は5名で、デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は親会社であるオラクル・コーポレーションのチェアマン・アンド・エグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社のシニア・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ボール氏は同社のバイス・プレジデントを兼務しております。なお、当社とオラクル・コーポレーションとの資本的関係、取引関係については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」および「同 4 関係会社の状況」をご参照ください。

グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン ファイナンスバイス・プレジデントを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しております。

寺澤正雄氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は、当社のパートナー企業であります。

社外監査役は2名で、中森真紀子氏は公認会計士、野間自子氏は弁護士であり、社外監査役が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役については2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(6) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく定めるものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第21期事業年度（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第22期事業年度（平成18年6月1日から平成19年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）及び第22期事業年度（平成18年6月1日から平成19年5月31日まで）の財務諸表について新日本監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年10月大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4 %
売上高基準	0.6 %
利益基準	0.1 %
利益剰余金基準	0.1 %

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第21期 (平成18年5月31日現在)		第22期 (平成19年5月31日現在)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			15,864		13,902	
2. 受取手形			4		3	
3. 売掛金			14,867		16,324	
4. 有価証券			65,001		63,264	
5. 商品			3		3	
6. 前払費用			303		281	
7. 繰延税金資産			1,662		1,979	
8. 未収入金			524		390	
9. その他			117		31	
10. 貸倒引当金			△0		△1	
流動資産合計			98,349	88.7	96,180	82.3
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物付属設備		1,020		1,069		
減価償却累計額		605	414	672	397	
(2) 器具及び備品		4,438		4,298		
減価償却累計額		3,841	596	3,672	625	
(3) 建設仮勘定			7,816		15,663	
有形固定資産合計			8,828	8.0	16,686	14.3
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			12		11	
(2) その他			0		0	
無形固定資産合計			13	0.0	11	0.0

区分	注記 番号	第21期 (平成18年5月31日現在)		第22期 (平成19年5月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		631		521	
(2) 関係会社株式		29		29	
(3) 繰延税金資産		385		564	
(4) 差入保証金		2,652		2,813	
(5) 破産更生債権等		—		0	
(6) その他		37		43	
(7) 貸倒引当金		△9		△9	
投資その他の資産合計		3,726	3.3	3,961	3.4
固定資産合計		12,567	11.3	20,659	17.7
資産合計		110,917	100.0	116,839	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		6,717		4,855	
2. 未払金		2,776		2,664	
3. 未払法人税等		7,450		9,105	
4. 未払消費税等		695		1,348	
5. 前受金		12,502		14,738	
6. 預り金		135		106	
7. 賞与引当金		1,449		1,539	
8. 役員賞与引当金		99		72	
9. その他		376		409	
流動負債合計		32,203	29.0	34,840	29.8
II 固定負債					
本社移転費用引当金		—		535	
固定負債合計		—	—	535	0.5
負債合計		32,203	29.0	35,375	30.3

区分	注記 番号	第21期 (平成18年5月31日現在)		第22期 (平成19年5月31日現在)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			22,144	20.0	22,214	19.0
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		33,582		33,652		
(2) その他資本剰余金		—		0		
資本剰余金合計			33,582	30.3	33,652	28.8
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金		3,212		3,212		
(2) その他利益剰余金						
特別償却準備金		34		8		
繰越利益剰余金		19,614		22,213		
利益剰余金合計			22,861	20.6	25,434	21.8
4. 自己株式			△1	△0.0	△9	△0.0
株主資本合計			78,586	70.9	81,291	69.6
II 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			127	0.1	106	0.1
評価・換算差額等合計			127	0.1	106	0.1
III 新株予約権			—	—	65	0.0
純資産合計			78,714	71.0	81,463	69.7
負債純資産合計			110,917	100.0	116,839	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)			第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高							
1. ソフトウェアプロダクト売上高		44,355			47,455		
2. アップデート・プロダクトサポート売上高		38,366			42,525		
3. サービス売上高		8,842	91,564	100.0	10,786	100,767	100.0
II 売上原価							
1. ソフトウェアプロダクト売上原価		15,794			17,089		
2. アップデート・プロダクトサポート売上原価		15,579			16,461		
3. サービス売上原価		5,636	37,010	40.4	6,677	40,228	39.9
売上総利益			54,553	59.6		60,539	60.1
III 販売費及び一般管理費							
1. 広告宣伝費		2,173			1,809		
2. 業務委託費		3,112			3,096		
3. 役員賞与引当金繰入額		99			71		
4. 役員報酬		149			164		
5. 従業員給与		7,604			8,407		
6. 賞与引当金繰入額		1,054			1,198		
7. 賞与		691			846		
8. 株式報酬費用		—			49		
9. 退職給付費用		196			206		
10. 福利厚生費		1,338			1,566		
11. 採用教育費		332			531		
12. 接待交際費		230			206		
13. 旅費交通費		1,030			1,045		
14. 通信費		415			431		
15. ITインフラ運用委託費		432			371		
16. 消耗品費		421			501		
17. 賃借料		1,854			1,910		
18. 減価償却費		363			322		
19. その他		925	22,427	24.5	1,020	23,758	23.6
営業利益			32,126	35.1		36,781	36.5

区分	注記 番号	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
IV 営業外収益					
1. 受取利息		0		8	
2. 有価証券利息		23		222	
3. 旅費交通費還付金		11		10	
4. 為替差益		10		31	
5. 保険配当金		—		55	
6. その他		50	96	104	431
V 営業外費用					
1. 支払利息		0		0	
2. その他		15	15	22	22
経常利益			32,206		37,190
VI 特別利益					
1. 投資有価証券売却益		0		56	
2. 関係会社株式売却益		91		—	
3. 前期損益修正益	※1	—	92	920	977
VII 特別損失					
1. 投資有価証券評価損		78		—	
2. 事業構造改革費用	※2	16		19	
3. 本社移転費用引当金繰入額	※3	—	95	535	554
税引前当期純利益			32,203		37,613
法人税、住民税及び事業税		13,184		15,961	
法人税等調整額		30	13,215	△482	15,478
当期純利益			18,988		22,134



B. アップデート・プロダクトサポート売上原価

		第21期 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)		第22期 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	1,450	9.3	1,057	6.4
II 外注委託費		292	1.9	225	1.4
III 経費		387	2.5	265	1.6
IV ロイヤルティ料 アップデート・プロダ クトサポート売上原価		13,449	86.3	14,913	90.6
		15,579	100.0	16,461	100.0

(注)

第21期 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)		第22期 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)	
※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
賃借料	131百万円	賃借料	130百万円

C. サービス売上原価

区分	注記 番号	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		3,780	58.8	3,870	53.9
II 外注委託費		1,467	22.9	2,034	28.4
III 経費	※1	1,177	18.3	1,268	17.7
当期総発生費用		6,425	100.0	7,172	100.0
他勘定振替高	※2	789		495	
サービス売上原価		5,636		6,677	

(注)

第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
賃借料	437百万円	賃借料	388百万円
旅費	195百万円	旅費	288百万円
※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	
広告宣伝費	233百万円	広告宣伝費	192百万円
教育訓練費	110百万円	教育訓練費	149百万円
業務委託費	445百万円	業務委託費	152百万円
合計	789百万円	合計	495百万円

③【株主資本等変動計算書】

前期（自平成17年6月1日 至平成18年5月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成17年5月31日 残高 (百万円)	22,131	33,569	3,212	94	23,778	27,085	△5,493	77,292	
当期中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	13	13						26	
剰余金の配当					△17,778	△17,778		△17,778	
特別償却準備金の取崩し				△59	59	—		—	
前期利益処分による役員賞与					△38	△38		△38	
当期純利益					18,988	18,988		18,988	
自己株式の取得							△18	△18	
自己株式の処分					△19	△19	134	115	
自己株式の消却					△5,376	△5,376	5,376	—	
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）									
当期中の変動額合計（百万円）	13	13	—	△59	△4,164	△4,224	5,492	1,294	
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成17年5月31日 残高 (百万円)	176	77,468
当期中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		26
剰余金の配当		△17,778
特別償却準備金の取崩し		—
前期利益処分による役員賞与		△38
当期純利益		18,988
自己株式の取得		△18
自己株式の処分		115
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△48	△48
当期中の変動額合計（百万円）	△48	1,245
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	78,714

当期（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	—	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586
当期中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	69	69		69						139
剰余金の配当							△19,561	△19,561		△19,561
特別償却準備金の取崩し						△26	26	—		—
当期純利益							22,134	22,134		22,134
自己株式の取得									△9	△9
自己株式の処分			0	0					0	1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）										
当期中の変動額合計（百万円）	69	69	0	69	—	△26	2,598	2,572	△8	2,704
平成19年5月31日 残高 (百万円)	22,214	33,652	0	33,652	3,212	8	22,213	25,434	△9	81,291

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	—	78,714
当期中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			139
剰余金の配当			△19,561
特別償却準備金の取崩し			—
当期純利益			22,134
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△20	65	45
当期中の変動額合計（百万円）	△20	65	2,749
平成19年5月31日 残高 (百万円)	106	65	81,463

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

		第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		32,203	37,613
減価償却費		411	393
株式報酬費用		—	65
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		△19	1
賞与引当金の増減額 (減少:△)		245	89
役員賞与引当金の増減額 (減少:△)		99	△27
本社移転費用引当金の増減額 (減少:△)		—	535
受取利息及び受取配当金		△28	△240
支払利息		0	0
投資有価証券評価損		78	—
投資有価証券売却益		△0	△56
関係会社株式売却益		△91	—
固定資産除売却損		7	13
売上債権の増減額 (増加:△)		△10	△1,455
たな卸資産の増減額 (増加:△)		1	2
未収入金の増減額 (増加:△)		194	133
その他流動資産の増減額 (増加:△)		6	81
仕入債務の増減額 (減少:△)		△1,832	△1,862
未払金の増減額 (減少:△)		99	△121
未払消費税等の増減額 (減少:△)		47	653
前受金の増減額 (減少:△)		2,302	2,235
その他流動負債の増減額 (減少:△)		294	29
その他		△18	△5
小 計		33,989	38,080
利息及び配当金の受取額		25	81
利息の支払額		△0	△0
法人税等の支払額		△11,798	△14,331
営業活動によるキャッシュ・フロー		22,216	23,829

		第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△80,729	△114,662
有価証券の償還による収入		80,700	116,582
有形固定資産の取得による支出		△8,146	△8,244
無形固定資産の取得による支出		△9	△3
投資有価証券の売却による収入		0	133
関係会社株式の売却による収入		96	—
保証金の差入による支出		△2	△176
保証金の返還による収入		22	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		△8,067	△6,357
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		26	139
自己株式の取得による支出		△18	△9
自己株式の売却による収入		115	1
配当金の支払額		△17,789	△19,567
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,666	△19,435
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		△3,518	△1,963
V 現金及び現金同等物の期首残高		21,883	18,364
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	18,364	16,401

重要な会計方針

項目	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) 満期保有目的の債券 償却原価法 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） ② 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式 同左 (2) 満期保有目的の債券 同左 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの 同左 ② 時価のないもの 株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 月別総平均法に基づく原価法によりしております。	商品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 ① 建物付属設備 定率法 ② 器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 定額法 ロ. その他 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ① 建物付属設備 8年～15年 ② 器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 ① 建物付属設備 同左 ② 器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 同左 ロ. その他 同左 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ① 建物付属設備 8年～15年 ② 器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年 (2) 無形固定資産 同左

項目	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(4) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 本社移転費用引当金 平成20年（第24期）における新本社ビルへの移転に伴い発生する、賃借ビルの原状回復工事費用を見積もって計上しております。 (追加情報) この「本社移転費用引当金」は、当期において発生することが確定し、合理的な見積が可能になったことにより計上したものであります。</p>
5. 収益の計上基準	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計処理方法の変更

<p>第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)</p>	<p>第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(減価償却の方法)                      当期より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産（コンピュータハードウェアを除く）については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。                      なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)                      当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。                      これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ65百万円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成18年5月31日現在)	第22期 (平成19年5月31日現在)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
※1 _____	※1 前期損益修正益は前期に係る関係会社からの請求額の修正によるものであります。
※2 「事業構造改革費用」は間接部門の組織改革にともなう従業員臨時退職金の費用であります。	※2 同左
※3 _____	※3 「本社移転費用引当金繰入額」は平成20年(第24期)における新本社ビルへの移転に伴う、賃借ビルの原状回復工事費用の見込額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前期(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式(注)1,2	128,194	6	1,185	127,016
自己株式 普通株式(注)3	1,211	3	1,214	0

- (注) 1. 発行済株式数の増加6千株は新株予約権行使によるものであります。  
2. 発行済株式数の減少1,185千株は自己株式消却にともなうものであります。  
3. 自己株式の減少のうち1,185千株は、自己株式消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年8月24日 定時株主総会	普通株式	10,158	80	平成17年5月31日	平成17年8月25日
平成17年12月22日 取締役会	普通株式	7,619	60	平成17年11月30日	平成18年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	利益剰余金	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日

当期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式（注）	127,016	36	—	127,052
自己株式 普通株式	0	1	0	1

（注）発行済株式数の増加36千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	65
合計		—	—	—	—	—	65

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日
平成18年12月21日 取締役会	普通株式	8,130	64	平成18年11月30日	平成19年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年7月30日 取締役会	普通株式	12,705	利益剰余金	100	平成19年5月31日	平成19年8月30日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第21期 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	第22期 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 5月31日現在) 現金及び預金勘定 15,864百万円 有価証券勘定 65,001百万円 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 $\Delta 62,501$ 百万円 現金及び現金同等物 18,364百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年 5月31日現在) 現金及び預金勘定 13,902百万円 有価証券勘定 63,264百万円 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 $\Delta 60,766$ 百万円 現金及び現金同等物 16,401百万円

## (リース取引関係)

第21期 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	第22期 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)
オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年内 4百万円 1年超 1百万円 合計 6百万円	オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年内 3百万円 1年超 4百万円 合計 8百万円

## (有価証券関係)

第21期 (平成18年 5月31日現在)

1. 子会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	6,632	6,628	$\Delta 3$
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,632	6,628	$\Delta 3$
合計		6,632	6,628	$\Delta 3$

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	149	364	214
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	149	364	214
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		149	364	214

4. 当期中に売却したその他有価証券（自平成17年6月1日 至平成18年5月31日）

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
0	0	—

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー 譲渡性預金	53,871 4,497
(2) その他有価証券 非上場株式	267

6. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	6,607	—	—	—
(3) その他	58,400	—	—	—
合計	65,007	—	—	—

第22期（平成19年5月31日現在）

1. 子会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	120	300	180
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	120	300	180
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		120	300	180

4. 当期中に売却したその他有価証券（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
133	56	—

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
コマーシャルペーパー	60,976
譲渡性預金	2,288
非上場株式	220

6. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	63,425	—	—	—
合計	63,425	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第21期 (平成18年5月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は303百万円であります。

第22期 (平成19年5月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は317百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員1,281名	当社取締役 9名 当社従業員1,410名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成13年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成14年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで  同 左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員1,564名	当社取締役 6名 当社従業員1,553名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで  同 左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成14年第2回 ストック・オプション	平成15年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員1,400名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 400株	普通株式 334,300株
付与日	平成14年11月19日	平成15年10月1日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成14年11月19日）以降、権利確定日（平成16年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成14年11月19日）以降、権利確定日（平成18年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成15年10月1日）以降、権利確定日（平成17年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成15年10月1日）以降、権利確定日（平成19年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成14年11月19日から平成16年9月30日まで</p> <p>②平成14年11月19日から平成18年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで</p> <p>②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで</p>
権利行使期間	<p>平成16年10月1日から平成24年8月21日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成17年10月1日から平成25年8月21日まで</p> <p>同 左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第2回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社従業員 888名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 1,500株	普通株式 336,300株
付与日	平成16年1月9日	平成16年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年1月9日から平成17年9月30日まで ②平成16年1月9日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで  同 左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員1,166名	当社従業員1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 326,000株	普通株式 3,000株
付与日	平成17年10月1日	平成18年3月23日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成17年10月1日）以降、権利確定日（平成19年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成17年10月1日）以降、権利確定日（平成21年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成19年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成21年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>同 左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

## ①ストック・オプションの数

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	165,000	151,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	7,800	20,700
権利確定	—	—	157,200	—
未確定残	—	—	—	130,300
権利確定後 (株)				
前期末	305,450	239,800	165,000	204,400
権利確定	—	—	157,200	—
権利行使	—	—	—	36,300
失効	26,100	18,000	19,300	3,200
未行使残	279,350	221,800	302,900	164,900
	平成14年第2回 ストック・オプション	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	200	290,700	500	323,100
付与	—	—	—	—
失効	200	32,800	—	47,100
権利確定	—	171,800	300	—
未確定残	—	86,100	200	276,000
権利確定後 (株)				
前期末	—	—	—	—
権利確定	—	171,800	300	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	171,800	300	—
	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション		
権利確定前 (株)				
前期末	—	—		
付与	326,000	3,000		
失効	16,800	—		
権利確定	—	—		
未確定残	309,200	3,000		
権利確定後 (株)				
前期末	—	—		
権利確定	—	—		
権利行使	—	—		
失効	—	—		
未行使残	—	—		

## ②単価情報

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	11,132	28,205
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	11,780	3,870
行使時平均株価 (円)	—	5,320
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成14年第2回 ストック・オプション	平成15第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,153	5,931
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成15年第2回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,420	5,583
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,000	5,760
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

当期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. ストック・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 16百万円

販売費及び一般管理費（株式報酬費用）49百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員1,281名	当社取締役 9名 当社従業員1,410名
ストック・オプション数（注）	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日（平成11年10月1日）以降、権利確定日（平成13年9月30日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成11年10月1日）以降、権利確定日（平成15年9月30日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日（平成12年10月1日）以降、権利確定日（平成14年9月30日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成12年10月1日）以降、権利確定日（平成16年9月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで  同 左

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員1,564名	当社取締役 6名 当社従業員1,553名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで  同 左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員1,400名	当社従業員 2名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 334,300株	普通株式 1,500株
付与日	平成15年10月1日	平成16年1月9日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年1月9日から平成17年9月30日まで ②平成16年1月9日から平成19年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで  同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 888名	当社従業員1,166名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 336,300株	普通株式 326,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで ②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで  同 左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員1名	当社従業員1,135名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 3,000株	普通株式 283,600株
付与日	平成18年3月23日	平成18年12月25日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成19年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成21年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成18年12月25日）以降、権利確定日（平成20年12月25日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成18年12月25日）以降、権利確定日（平成22年12月25日）まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>同 左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 28,000株
付与日	平成19年1月9日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成19年1月9日）以降、権利確定日（平成21年1月9日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成19年1月9日）以降、権利確定日（平成23年1月9日）まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年1月9日から平成21年1月9日まで</p> <p>②平成19年1月9日から平成23年1月9日まで</p>
権利行使期間	<p>平成21年1月9日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

## ①ストック・オプションの数

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	—	130,300
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	5,300
権利確定	—	—	—	125,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	279,350	221,800	302,900	164,900
権利確定	—	—	—	125,000
権利行使	—	—	—	36,100
失効	17,600	16,000	24,300	700
未行使残	261,750	205,800	278,600	253,100
	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	86,100	200	276,000	309,200
付与	—	—	—	—
失効	6,900	—	18,100	30,300
権利確定	—	—	150,200	—
未確定残	79,200	200	107,700	278,900
権利確定後 (株)				
前期末	171,800	300	—	—
権利確定	—	—	150,200	—
権利行使	—	—	—	—
失効	14,000	—	5,900	—
未行使残	157,800	300	144,300	—
	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション	
権利確定前 (株)				
前期末	3,000	—	—	
付与	—	283,600	28,000	
失効	—	4,900	—	
権利確定	—	—	—	
未確定残	3,000	278,700	28,000	
権利確定後 (株)				
前期末	—	—	—	
権利確定	—	—	—	
権利行使	—	—	—	
失効	—	—	—	
未行使残	—	—	—	

②単価情報

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	11,132	28,205
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	11,780	3,870
行使時平均株価 (円)	—	5,197
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,931	6,420
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,583	5,000
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,760	5,490
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	1,732

	平成18年第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,610
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,782

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当期において付与された平成18年第1回及び第2回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション
株価変動性            (注) 1	42.2%	42.0%
予想残存期間        (注) 2	6.3年	6.3年
予想配当利回り     (注) 3	2.73%	2.67%
無リスク利率       (注) 4	1.17%	1.28%

(注) 1. 以下の区分ごとの期間の株価実績に基づき算定しております。

平成18年第1回ストック・オプション 5年間 (平成13年12月から平成18年12月まで)

平成18年第2回ストック・オプション 5年間 (平成14年1月から平成19年1月まで)

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。

3. 平成18年5月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第21期 (平成18年5月31日現在)		第22期 (平成19年5月31日現在)	
(流動の部)		(流動の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	172百万円	未払金	194百万円
未払事業税	571百万円	未払事業税	680百万円
前受金	282百万円	前受金	430百万円
賞与引当金	589百万円	賞与引当金	626百万円
その他	46百万円	その他	47百万円
繰延税金資産合計	1,662百万円	繰延税金資産合計	1,979百万円
(固定の部)		(固定の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
減価償却費超過額	282百万円	減価償却費超過額	255百万円
投資有価証券評価損	107百万円	投資有価証券評価損	63百万円
その他	106百万円	本社移転費用引当金	217百万円
繰延税金資産合計	495百万円	その他	106百万円
		繰延税金資産合計	643百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
特別償却準備金	△23百万円	特別償却準備金	△5百万円
その他有価証券評価差額金	△87百万円	その他有価証券評価差額金	△73百万円
繰延税金負債合計	△110百万円	繰延税金負債合計	△78百万円
繰延税金資産の純額	385百万円	繰延税金資産の純額	564百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前期及び当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

第21期（自平成17年6月1日 至平成18年5月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	—	知的財産権の保有・管理	—	兼任なし	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払	28,868	買掛金	6,624

(注) 1. ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

2. 上記の取引金額には、消費税等は含まれておりません。

第22期（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	—	知的財産権の保有・管理	—	兼任なし	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払	30,802	買掛金	4,477

(注) ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

## (1株当たり情報)

項目	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり純資産額	619.72円	640.67円
1株当たり当期純利益金額	149.51円	174.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	149.40円	174.12円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	18,988	22,134
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	18,988	22,134
普通株式の期中平均株式数(株)	126,998,551	127,031,440
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	93,777	91,928
(うち新株予約権(株))	(93,777)	(91,928)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権4種類(新株予約権の数 5,374個)</p> <p>新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 804,050株)</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権6種類(新株予約権の数 7,922個)</p> <p>新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 746,150株)</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

<p>第21期 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)</p>	<p>第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)</p>
	<p>1. 出向社員受入の件</p> <p>平成19年5月24日の取締役会の決議に基づき、平成19年6月1日より、従来、主に日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社を取り扱ってきた買収製品（米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品）の取引窓口について当社への一元化を進めております。これに伴い、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社から出向社員約250名を受入れております。</p> <p>2. 利益準備金減少の件</p> <p>平成19年7月30日開催の取締役会において、平成19年8月29日開催の第22期定時株主総会に下記のとおり利益準備金の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。</p> <p>(1)利益準備金の額の減少の目的</p> <p>分配可能額の充実を図るとともに、今後の財務政策上の柔軟性、機動性を確保するために行うものであります。</p> <p>(2)利益準備金の額の減少の要領</p> <p>会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金3,212,776,109円のうち、2,212,776,109円を減少させ、その全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。</p> <p>(3)利益準備金減少の日程</p> <p>①取締役会決議日 平成19年7月30日</p> <p>②定時株主総会決議日 平成19年8月29日</p> <p>③債権者異議申述公告 平成19年8月31日</p> <p>④債権者異議申述最終期日 平成19年10月1日</p> <p>⑤利益準備金減少の効力発生日 平成19年10月2日</p>

## ⑤【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	新日鉄ソリューションズ(株)	45,600	154
		松下電工インフォメーションシステムズ(株)	24,000	134
		(株)ユーフィット	8,000	84
		(株)ワイ・ディ・シー	150	52
		(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	564	27
		ビットワレット(株)	800	21
		リバンスネット(株)	400	20
		サイオステクノロジー(株)	200	11
		イー・ビー・ソリューションズ(株)	180	9
		アルカディアソフト開発(株)	30	4
		その他 (1銘柄)	150	3
		計	80,074	521

## 【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	ABN AMRO Bank NV Sydney (コマーシャルペーパー)	2,500	2,499
		SHS Nordbank AG Luxembourg (コマーシャルペーパー)	2,500	2,499
		Pfizer Inc. (コマーシャルペーパー)	2,500	2,498
		Natixis (コマーシャルペーパー)	2,500	2,498
		DZ Bank Ireland PLC (コマーシャルペーパー)	2,500	2,497
		BCP Finance Bank Ltd. (コマーシャルペーパー)	2,500	2,496
		Ulster Bank Finance PLC (コマーシャルペーパー)	2,500	2,496
		Saxony-Anhalt (State of) (コマーシャルペーパー)	2,500	2,495
		Commonwealth Bank of Australia (コマーシャルペーパー)	2,500	2,494
		Toyota Financial Services PLC (コマーシャルペーパー)	2,500	2,494
		UBS AG (コマーシャルペーパー)	2,500	2,494
		Export Import Bank of Korea (コマーシャルペーパー)	2,500	2,494
		Swedish Export Credit (コマーシャルペーパー)	2,500	2,493
		Banque Federative Du Credit Mutuel (コマーシャルペーパー)	2,500	2,492
		Intesa Bank Ireland PLC (コマーシャルペーパー)	2,500	2,492
		BNZ International Funding Ltd. (コマーシャルペーパー)	2,500	2,480
		Caixa Geral De Depositos Paris (コマーシャルペーパー)	2,500	2,479
		Banque ET Caisse Epargne (コマーシャルペーパー)	2,375	2,368
		National Australia Bank Ltd. (譲渡性預金)	2,300	2,288
		San Paolo IMI Bk Intl SA (コマーシャルペーパー)	2,250	2,245
Kommunalkredit Int Bk Ltd. (コマーシャルペーパー)	2,000	1,999		

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	Depfa Bank PLC (コマースシャルペーパー)	2,000	1,999
		Emirates Bank International PJSC (コマースシャルペーパー)	2,000	1,999
		Landesbank Rhein-Pfalz (コマースシャルペーパー)	2,000	1,993
		Norddeutsche LB Luxembourg (コマースシャルペーパー)	2,000	1,993
		Anglo Irish Bank Corp. (コマースシャルペーパー)	2,000	1,992
		Bank of Ireland (コマースシャルペーパー)	2,000	1,988
		計	63,425	63,264

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物付属設備	1,020	59	9	1,069	672	71	397
器具及び備品	4,438	354	494	4,298	3,672	316	625
建設仮勘定	7,816	7,846	—	15,663	—	—	15,663
有形固定資産計	13,275	8,260	504	21,031	4,344	388	16,686
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	74	63	5	11
その他	—	—	—	3	2	0	0
無形固定資産計	—	—	—	78	66	5	11

- (注) 1. 建設仮勘定の当期増加額は本社ビル購入中間金・業務委託費等であります。  
 2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9	1	—	0	10
賞与引当金	1,449	1,539	1,449	—	1,539
役員賞与引当金	99	71	98	—	72
本社移転費用引当金	—	535	—	—	535

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替等による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
預金	
当座預金	10,405
普通預金	3,405
別段預金	92
合計	13,902

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
大日本印刷株	3
合計	3

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
平成19年 6月	—
7月	—
8月	—
9月	3
10月	—
合計	3

3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
日本電気(株)	2,526
富士通(株)	2,046
新日鉄ソリューションズ(株)	1,447
日立電子サービス(株)	779
日本ヒューレット・パッカート(株)	770
その他	8,753
合計	16,324

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
14,867	102,856	101,399	16,324	86.1	55.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

4) 商品

品目	金額 (百万円)
研修テキスト	3
合計	3

② 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額 (百万円)
オラクル・インターナショナル・コーポレーション	4,477
オラクル・コーポレーション	362
テニック(株)	14
合計	4,855

## 2) 未払法人税等

区分	金額（百万円）
未払法人税	6,191
未払住民税	1,241
未払事業税	1,673
合計	9,105

## 3) 前受金

相手先	金額（百万円）
NSSLCサービス(株)	1,673
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	1,314
日本ヒューレット・パッカー(株)	900
富士通(株)	792
(株)アシスト	553
その他	9,502
合計	14,738

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
株券の種類	100株券 500株券 10,000株券 100,000株券
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.oracle.co.jp/corp/index.html">http://www.oracle.co.jp/corp/index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングズ・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社（米国ナスダック証券取引所）であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングズ・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングズ・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングズ・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の個別の計算書類等は作成されておらず、入手出来ないために記載・添付しておりません。

[当社と親会社等との系統図]

オラクル・コーポレーション	
	100% (注)
オラクル・システムズ・コーポレーション	
	100% (注)
オラクル・グローバル・ホールディングズ・インク	
	100% (注)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク	
	75.2%
当 社	

(注) 上記の割合には、間接所有を含みます。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第21期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）平成18年8月30日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

（第22期中）（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）平成19年2月22日 関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成18年12月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成18年12月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年2月9日 関東財務局長に提出

平成18年8月30日に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年12月25日 関東財務局長に提出

平成18年12月22日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

平成19年1月9日 関東財務局長に提出

平成18年12月22日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年 8月29日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成18年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年 8 月29日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成19年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成19年8月29日開催の株主総会において利益準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。